

申請書のほかに必要となる書類

1 生業扶助受給世帯の高校生等

○在学証明書

→ 入学日現在の在籍を証明

○生活保護受給証明書

→ ・続柄の記載があるもの、居住地の福祉事務所が発行するもの
・4月1日以降に発行され、生業扶助の受給の記載があるもの

○委任状

→ 校納金との相殺を行う場合は委任状を提出してください。

2 第1子の高校生等（1を除く道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の高校生等（通信制高校に在籍するの高校生等を含む））

○在学証明書

→ 入学日現在の在籍を証明

○令和5年度（令和4年中の所得）の課税証明書、非課税証明書等

→ ・居住地の市町が発行するもの
・就学支援金で使用したものの写しでも可
・配偶者控除があっても省略不可（保護者全員分が必ず必要です。）

○住民票謄本

→ ・申請者（保護者）の住民票謄本（筆頭者および続柄の記載があるもの）、居住地の市町が発行するもの
・4月1日以降に発行されたものであること
※個人番号が記載されている場合は、該当部分を復元できない程度にマスキングを施してください。

○委任状

→ 校納金との相殺を行う場合は委任状を提出してください。

3 第2子以降の高校生等（1を除く道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の高校生等で、4月1日の年齢が15歳以上23歳未満（中学生を除く）の兄・姉がいる高校生等）

○在学証明書

→ 入学日現在の在籍を証明

○令和5年度（令和4年中の所得）の課税証明書、非課税証明書等

→ ・居住地の市町が発行するもの
・就学支援金で使用したものの写しでも可
・配偶者控除があっても省略不可（保護者全員分が必ず必要です。）

○住民票謄本

- ・申請者（保護者）の住民票謄本（筆頭者および続柄の記載があるもの）、居住地の市町が発行するもの
- ・4月1日以降に発行されたものであること
- ※個人番号が記載されている場合は、該当部分を復元できない程度にマスキングを施してください。

○扶養誓約書（第1号様式）

※住民票に高校生本人の兄・姉（15～23歳）が記載されているか確認し、記載がない場合には、住民票（除票）を提出してください。なお、住民票（除票）を取得される際、自治体によっては、本人自著による委任状等が必要となる場合がありますのでご注意ください。

○委任状

- 校納金との相殺を行う場合は委任状を提出してください。

＜留意点等＞

- ※ 申請書の記入にあたっては、申請書に添付されている「記入上の注意」をご覧ください記入例を参考のうえ、記入もれや押印もれがないようにご注意ください。
- ※ 本申請においては、消せるボールペンは使用不可とします。
- ※ 家庭状況に応じて記載書類の他に関係書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください。